

2022年5月25日

各 位

第一生命ホールディングス株式会社

代表取締役社長 稲垣 精二

(コード番号：8750 東証プライム市場)

当社第12期定時株主総会における第4号議案に関する補足説明

2022年6月20日開催予定の当社第12期定時株主総会における第4号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」の候補者である朱殷卿及び増田宏一の2氏につきまして、Institutional Shareholder Services, Inc.（以下、「ISS」といいます。）より、独立性に問題があるとの理由から反対推奨がなされました。

当社としましては、独立性に関するISSの判断は実態を十分踏まえておらず、当社の認識と相違するものであり、両氏のいずれも、当社に対し十分な独立性を有し、かつ当社の監査等委員である社外取締役候補者として適任であると考えています。両氏を取締役候補者とした理由、果たすことが期待される役割及び独立性につきましては「第12期定時株主総会 招集ご通知」26～28頁に記載のとおりですが、当社の考えについて、改めて下記のとおりご説明申し上げます。

株主・投資家の皆さまにおかれましては、本内容をご確認いただき、当該議案に関しご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1. 朱殷卿氏について（候補者番号4）

(1) ISSによる反対推奨に対する当社の考え

ISSは、同氏が当社の大株主10位（2022年3月31日現在、持株比率1.27%）であるJPモルガン証券株式会社（以下、「JPモルガン証券」といいます。）の出身であることのみをもって独立性に欠けると指摘し、同氏の選任に対して反対を推奨しています。

当社としましては、JPモルガン証券による当社株式保有は証券貸借業務を主とした取引のための投資家顧客向けブローカレッジ業務による保有であり、発行企業である当社との関係性に基づくものではなく、また議決権行使による経営権への影響を企図した保有ではないと認識しております。

また、同氏がJPモルガン証券を退職後約15年が経過しているにも関わらず、退職後一定期間の経過による利害関係の消滅、いわゆる「クーリングオフ期間」の考え方を適切に考慮しないものであると考えています。

実質的な保有目的や退職後の一定期間の経過を考慮せずに、大株主の出身であることのみをもって一律に独立性を否定することは、金融機関における企業経営者としての豊富な経験や高い見識を持つ独立社外取締役の活用を妨げることに繋がる点において合理的ではないと考えています。

(2) 当社が監査等委員である社外取締役候補者とした理由／果たすことが期待される役割

同氏は金融機関における企業経営者としての豊富な経験や高い見識並びに他の会社の社外取締役としての豊富な経験を有しています。また、取締役会及び監査等委員会においては、就任以来7年以上にわたり、グローバルかつ客観的な視点から経営全般に係る積極的な意見をいただいています。また、当任期の2年間においては、海外子会社を含めた当社グループガバナンスの課題、海外事業におけるM&A、当社グループの

収益力向上に向けた KPI 設定や企業業績評価の在り方等、幅広い意見をいただいております。当社のコーポレートガバナンスの向上や適正なリスク管理に大きく寄与しています。引き続き、同氏の経験等を当社グループの経営の監督・監査に活かしていただけるものと期待し、監査等委員である社外取締役候補者としています。

(3) 独立性に関する当社の考え

同氏は 2007 年まで当社の第 10 位の大株主である JP モルガン証券の業務執行者でしたが、JP モルガン証券の当社株式保有目的は、発行企業である当社との関係性に基づく保有、並びに議決権行使による経営権への影響を企図する前提での保有ではなく、さらに、退職後約 15 年が経過しています。

また、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件及び当社が独自で定める社外取締役の独立性基準を満たしています。

上記の理由により、当社は、同氏の独立性は十分に確保されているものと判断しています。

なお、同氏を東京証券取引所が定める一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ています。

2. 増田宏一氏について（候補者番号 5）

(1) ISS による反対推奨に対する当社の考え

ISS は、同氏が当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人（以下、「あずさ監査法人」といいます。）の出身であることのみをもって独立性に欠けると指摘し、同氏の選任に対して反対を推奨しています。

ISS による反対推奨は、同氏があずさ監査法人を退職後約 15 年が経過しているにも関わらず、退職後一定期間の経過による利害関係の消滅、いわゆる「クーリングオフ期間」の考え方を適切に考慮しないものであると考えています。

退職後の一定期間の経過やその間の候補者の活動及び出身母体の状況等を考慮せずに会計監査人である監査法人出身者について一律に独立性を否定することは、コーポレートガバナンス・コードにおいて監査役¹には「財務・会計に関する十分な知見を有している者が 1 名以上選任されるべきである」とされているところ、グローバルな会計監査の対応が可能な大手監査法人は少数であることも踏まえると、監査役会¹の実効性確保や公認会計士としての豊富な知識や経験を持つ独立社外取締役の活用を妨げることに繋がる点において合理的ではないと考えています。

(2) 当社が監査等委員である社外取締役候補者とした理由／果たすことが期待される役割

同氏は大手監査法人において代表社員を務めた後、日本公認会計士協会の会長として公認会計士監査の充実・強化に尽力する等、公認会計士としての豊富な経験や高度かつ専門的な知識並びに他の会社の社外取締役（監査等委員）及び社外監査役としての豊富な経験を有しています。また、取締役会及び監査等委員会においては、就任以来 5 年半以上にわたり会計監査方針、海外子会社監査、KAM（Key Audit Matters：監査上の主要な検討事項）、再保険取引、会計の規制面に関する意見等、客観的な視点から主に財務に係る積極的な意見をいただいております。また、当任期の 2 年間においては、当社グループにおける 3 ラインディフェンスモデル等の内部統制、海外事業展開におけるリスク管理、CXO 制度（チーフオフィサー制度）のあり方等、幅広い意見をいただいております。当社のコーポレートガバナンスの向上に大きく寄与しています。引き続き、同氏の経験等を当社グループの経営の監督・監査に活かしていただけるものと期待し、監査

¹ 監査等委員会設置会社である当社においては、「監査役」は監査等委員である取締役を、「監査役会」は監査等委員会を指します。

等委員である社外取締役候補者としています。

(3) 独立性に関する当社の考え

同氏は2007年6月まで現在の当社の会計監査人であるあずさ監査法人の業務執行者でしたが、同法人を退職後約15年が経過しています。

また、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件及び当社が独自で定める社外取締役の独立性基準を満たしています。

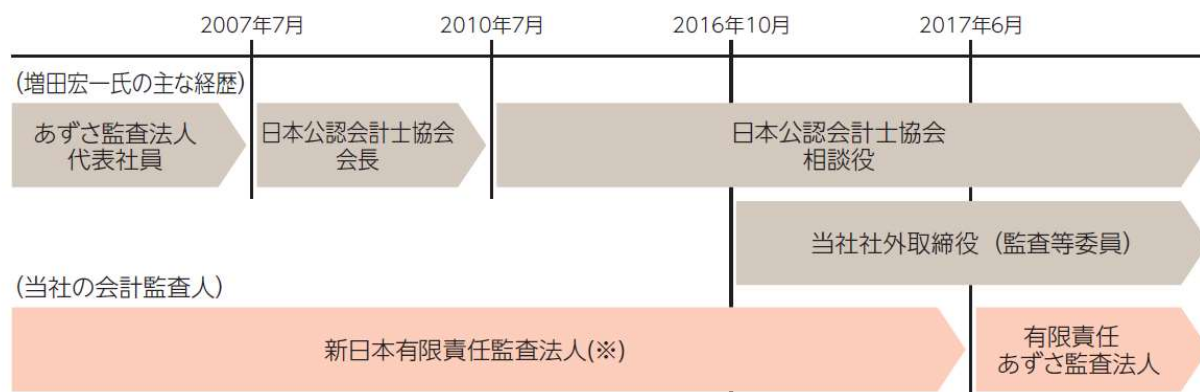
上記の理由により、当社は、同氏の独立性は十分に確保されているものと判断しています。

なお、同氏を東京証券取引所が定める一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ています。

<増田宏一氏の独立性に関する補足事項>

あずさ監査法人が当社の会計監査人となったのは2017年6月であり、同氏があずさ監査法人に在籍していた2007年6月までの間、同法人は当社の会計監査を実施していません。

なお、同氏は、同法人の当社会計監査人選任に係るすべての決議に参加しない旨を表明し、棄権しています。



(※) 新日本有限責任監査法人の名称は、2017年6月時点のものです。

以上

お問い合わせ先

第一生命ホールディングス株式会社
総務ユニット 経営総務グループ長 関口 俊幸
TEL : 050-3780-1015
E-mail : Sekiguchi804@daiichihd.com